

横浜市市民協働条例の施行状況の検討報告書

平成 29 年 3 月

横浜市市民局

目次

はじめに	1
1 検討の取組（市民等の意見を聴く取組）	
概要	2
(1) 条例に関する検討ワーキングの設置・開催	3
(2) 市民等へのアンケート調査の実施	4
(3) 意見交換会「みんなの協働フォーラム」の開催	5
(4) 区局協働事業所管課へのアンケート調査の実施	8
(5) 横浜市市民協働推進委員会での検討	8
2 条例に基づく市民協働の取組状況	
概要	9
(1) 本市と市民等の市民協働の取組状況	11
(2) 協働を推進するための取組	17
(3) 横浜市市民協働推進委員会	22
3 3年間の成果と課題	
(1) 協働契約について	23
(2) 市民協働事業の提案について	25
(3) 市の責務と中間支援組織について	28
4 横浜らしい協働のあり方（横浜市市民協働推進委員会意見）	32
5 3年間の施行状況の検討結果	36
6 横浜市市民協働条例	39

はじめに

「横浜市市民協働条例（以下「条例」という。）」は、市民協働に関する基本的事項を定めることにより、市民等が自ら広く公共的又は公益的な活動に参画することを促進し、自主的・自律的な市民社会の形成に資することを目的に、平成25年4月1日に施行されました。

条例の附則には、「この条例の施行の日から起算して3年ごとに、この条例の施行状況について検討を加え、その結果に基づいて見直しを行うものとする。」とあるため、この規定に基づき、施行から3年が経過した平成28年度において条例の施行状況の検討を行いました。

検討は、「市民協働の推進」という観点から、条例施行後3年間において、条例に基づく施策が着実に進められているか、制度等が適切に運用されているかなどについて、市民の皆様のお意見を聴きながら検証を行いました。その後、横浜市市民協働推進委員会の御意見を踏まえ、検討した内容を「条例の施行状況の検討報告書」としてまとめました。

検討にあたっては、市民の皆様から多くの貴重な御意見をいただき、心から感謝申し上げます。

今後は、この報告書に基づき、横浜市における市民協働の取組をより一層推進します。

1 検討の取組（市民等の意見を聴く取組）

条例の施行状況の検討に際し、次の取組を行いました。

概要

(1) 【平成 28 年 5 月～】条例に関する検討ワーキングの設置・開催

自治会町内会、NPO 法人、企業、学識経験者などで構成されるワーキングを設置し、アンケートの内容や意見交換会の企画等、市民等から意見を聴取するために必要な事項の検討を行いました。（全 9 回）

(2) 【平成 28 年 8～10 月】市民等へのアンケート調査の実施

条例に基づく制度の運用状況や、協働を進めるための環境づくり等について、市民等の意見を聴くためアンケート調査を実施しました。

（アンケート 1）

自治会町内会、NPO 法人、企業、市民（個人）を対象に、協働に対する考えや、今後協働を進めるための環境づくり等についてお聴きしました。

（アンケート 2）

横浜市と協働契約等を締結し協働事業を実施した団体を対象に、条例に基づく制度の運用状況等についてお聴きしました。

(3) 【平成 28 年 10 月 10 日】意見交換会「みんなの協働フォーラム」の開催

条例や市民協働について意見交換を行うフォーラムを市民と協働で開催しました。

（日時）平成 28 年 10 月 10 日（月・祝）（会場）横浜情報文化センター 6 階

（主催）みんなの協働フォーラム実行委員会、横浜市市民活動支援センター、横浜市

（参加者）181 名（自治会町内会、NPO 法人、企業、大学、市職員等）

(4) 【平成 28 年 12 月～29 年 1 月】区局協働事業所管課へのアンケート調査の実施

協働事業の所管課を対象にアンケート調査を実施しました。

(5) 【平成 28 年度】横浜市市民協働推進委員会での検討

検討の取組や条例の施行状況の検討報告書について、横浜市市民協働推進委員会において検討しました。

(1) 条例に関する検討ワーキングの設置・開催

条例の施行状況の検討に際し、市民等から広く意見を聴取し、調査及び検討を行うため、自治会町内会、NPO 法人、企業、学識経験者等から構成されるワーキングを設置し、条例や市民協働について、市民等の意見を聴取するために必要な事項（視点、課題、アンケートの内容、意見交換会の企画等）の検討を行いました。

また、同ワーキングメンバーが、「みんなの協働フォーラム実行委員会」として、意見交換会を企画開催しました。

ア 開催内容

	開催日	主な内容
1	28年5月2日	条例の施行状況の検討に際し必要な視点や現状の課題等
2	6月3日	市民等へのアンケートの内容、意見交換会の企画について
3	6月14日	
4	7月1日	
5	7月26日	
6	9月27日	意見交換会の当日運営について
7	11月7日	市民等へのアンケート、意見交換会を踏まえた課題の整理、 検討
8	12月5日	
9	29年2月7日	条例の施行状況の検討を踏まえた今後の取組の検討

イ メンバー（条例に関する検討ワーキング及びみんなの協働フォーラム実行委員会）

※ 敬称略（五十音順）

氏名	所属等
伊藤 真知子	特定非営利活動法人いこいの家夢みん理事長
内海 宏	特定非営利活動法人横浜プランナーズネットワーク
永岡 鉄平	特定非営利活動法人フェアスタートサポート代表理事
中嶋 伴子	特定非営利活動法人くみんネットワークとつか職員
中島 智人	産業能率大学経営学部准教授
原 美紀	特定非営利活動法人びーのびーの理事／新しい協働を考える会
治田 友香	関内イノベーションイニシアティブ株式会社代表取締役
松岡 美子	特定非営利活動法人グリーンママ理事長／新しい協働を考える会
松村 正治	特定非営利活動法人よこはま里山研究所 NORA 理事長
三輪 律江	横浜市立大学大学院国際総合科学群准教授
山根 誠	松見2丁目西部町内会会長

【事務局】

横浜市市民活動支援センター（認定特定非営利活動法人市民セクターよこはま）
運営責任者 吉原 明香、薄井 智洋
横浜市市民局市民協働推進部市民活動支援課

(2) 市民等へのアンケート調査の実施

条例に基づく制度の運用状況や、協働を進めるための環境づくり等について意見を聴くために、2種類のアンケート調査を実施しました。

ア アンケート1

調査対象	① 自治会町内会（2,877 団体） ② NPO 法人（1,447 団体） ③ 企業（横浜型地域貢献企業 373 社など） ④ 市民（個人）
主な調査項目	① 協働に対する考え ② 協働の取組の事例 ③ 今後協働を進めるための環境づくりなどについて
調査方法	【配布方法】 アンケート用紙は、意見交換会のチラシと一体で作成し、郵送等により対象者に送付、区民利用施設等に配架、市ホームページに掲載 【回収方法】 FAX、郵送、WEB で受付
調査期間	平成 28 年 8 月～10 月
回答状況	358（自治会町内会：197、NPO 法人：63、企業：82、市民（個人）：16）

※ 詳しいアンケート結果は、別冊資料「資料 1 市民等へのアンケート調査結果について」に掲載しています。

イ アンケート2

調査対象	横浜市と協働契約や協働に関する協定等を締結して、協働事業を実施した団体（135 団体）
主な調査項目	① 協働契約の運用状況 ② 事業評価の運用状況 ③ 協働契約の制度や評価の仕組みをより良くするために必要なことなどについて
調査方法	【配布方法】 郵送により対象者に送付、市ホームページに掲載 【回収方法】 郵送、WEB で受付
調査期間	平成 28 年 8 月～9 月
回答状況	58（回答率 42.9%）

※ 詳しいアンケート結果は、別冊資料「資料 1 市民等へのアンケート調査結果について」に掲載しています。

(3) 意見交換会「みんなの協働フォーラム」の開催

市民と協働で条例や市民協働について意見交換を行うフォーラムを開催しました。

(日時) 平成 28 年 10 月 10 日 (月・祝) (会場) 横浜情報文化センター 6 階
 (主催) みんなの協働フォーラム実行委員会、横浜市市民活動支援センター、横浜市
 (参加者) 181 名 (自治会町内会、NPO 法人、企業、大学、市職員等)

全体会 1 協働に進化の兆しあり
<p>横浜市には、地域の特性に応じて、市民の知恵により多様な協働が行われ、「協働の風土」が培われてきました。それらが生まれた背景や最新事例を共有し、協働の進化の兆しを捉えました。</p> <p>(コーディネーター)</p> <p>内海宏さん (NPO法人横浜プランナーズネットワーク)</p> <p>中島智人さん (産業能率大学経営学部准教授)</p>
分科会 1 市民からの提案、その先の未来
<p>条例第 10 条による「市民協働事業の提案制度」を有効活用し、市民や NPO・企業・地縁団体・行政など多様な主体が参加・連携し地域のプロジェクトを実現するための“プロセス”や“必要な支援”について考えました。</p> <p>(企画・進行)</p> <p>治田友香さん (関内イノベーションイニシアティブ株式会社代表取締役)</p> <p>三輪律江さん (横浜市立大学大学院国際総合科学群准教授)</p> <p>伊藤真知子さん (NPO法人いこいの家夢みん理事長)</p> <p>永岡鉄平さん (NPO法人フェアスタートサポート代表理事)</p> <p>(事例紹介)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・条例の市民提案事業第 1 号「保土ヶ谷の人・まち・文化を生かした旧東海道にぎわいづくり事業」 <ul style="list-style-type: none"> 近藤博昭さん、兼弘彰さん (ほどがや 人・まち・文化振興会) 田並静さん (元保土ヶ谷区区政推進課) ・公民連携による課題解決型公募モデル事業 <ul style="list-style-type: none"> 石塚淳さん (三菱地所レジデンス株式会社横浜事業部) ・ヨコハマ市民まち普請事業の挑戦者たち <ul style="list-style-type: none"> 前田未来さん、小笠原弘さん (街の家族) 谷田広紀さん、森直之さん (都市整備局地域まちづくり課)
分科会 2 地域の中の「私」「共」「公共」
<p>横浜では、この数十年、市民の力で「住んでいて良かった」と思える地域づくりを進めてきました。市民が連帯してまちをつくってきた中で培われた自治のスピリット。事例や参加型ワークを通じて、協働による地域づくりなどについて考えました。</p> <p>(企画・進行)</p> <p>松村正治さん (NPO 法人よこはま里山研究所 NORA 理事長)</p>

山根誠さん（松見2丁目西部町内会会長）
 中嶋伴子さん（NPO法人くみんネットワークとつか）
 吉原明香さん、薄井智洋さん（認定NPO法人市民センターよこはま）

（事例紹介）

- ・一人の中学生と私のおせっかいから始まるこの5年のお話し
 栗林知絵子さん（NPO法人豊島子どもWAKUWAKUネットワーク理事長）
- ・自分探しと地域デビュー「とつか宿場まつり」開催までの道のりとこれから
 根岸正夫さん（戸塚見知楽会代表／とつか宿場まつり実行委員会委員長）

分科会3 やっぱり肝！？条例&契約再考

条例第12条による「協働契約」について、契約を締結している事例（契約の甲乙の立場から）から、契約や評価の際に必要な視点、契約のあるべき姿や可能性などを考えました。

（企画・進行）

原美紀さん（NPO法人びーのびーの理事）
 松岡美子さん（NPO法人グリーンママ理事長）

（講義）

市民協働条例の可能性

森田明さん（法律事務所横濱アカデミア弁護士）

（事例紹介）

- ・とつか区民活動センター
 田辺由美子さん（とつか区民活動センターセンター長）
 安藤晋也さん（戸塚区地域振興課）
- ・18区の地域子育て支援拠点
 横田美和子さん（南区地域子育て支援拠点はぐはぐの樹施設長）
 豊倉麗子さん（こども青少年局子育て支援課）

全体会2 協働Nextステージへ

各分科会からの報告を踏まえ、今後の協働をさらなる進化に“つなげる”ために欠かせない「環境づくり」などについて考えました。

（コーディネーター）

松村正治さん（NPO法人よこはま里山研究所NORA理事長）

（登壇者・パネルディスカッション）

山根誠さん（松見2丁目西部町内会会長）
 石塚淳さん（三菱地所レジデンス株式会社横浜事業部）
 治田友香さん（関内イノベーションイニシアティブ株式会社代表取締役）
 原美紀さん（NPO法人びーのびーの理事）
 吉原明香さん（認定NPO法人市民セクターよこはま理事・事務局長）

※ 名前は、開催チラシと同様に敬称を記載しています。

また、詳しい開催内容は、別冊資料「資料2 意見交換会「みんなの協働フォーラム」開催内容について」に掲載しています。

【参考】「みんなの協働フォーラム」では、東京都市大学の御協力をいただきました

フォーラムの開催にあたっては、東京都市大学小池情報デザイン研究室の学生の皆さんに「市民等へのアンケート調査結果」のデータビジュアライズや、フォーラム当日のグラフィックレコーディングの御協力をいただきました。

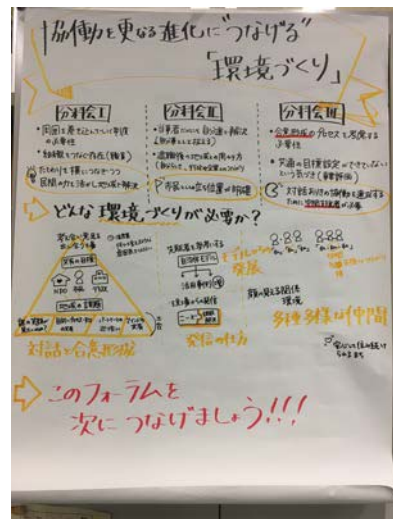
《「市民等へのアンケート調査結果（速報）」のデータビジュアライズ》

平成28年8～10月にかけて実施した「市民等へのアンケート調査」の結果を速報値資料としてわかりやすくまとめていただき、当日会場内に掲示するとともに、分科会3（やっぱり肝!?!条例&契約再考）で配布しました。



《フォーラム当日のグラフィックレコーディング》

3つの分科会と全体会2の議論の内容をまとめていただきました。



(4) 区局協働事業所管課へのアンケート調査の実施

本市における協働事業の所管課を対象にアンケート調査を実施しました。

調査対象	市民等と協働契約や協働に関する協定等を締結して、協働事業を実施した所管課（41 課）
主な調査項目	① 協働契約の運用状況 ② 事業評価の運用状況 ③ 協働契約の制度や評価の仕組みをより良くするために必要なこと ④ 市民協働事業の提案制度が有効に活用されていくために必要なことなどについて
調査期間	平成 28 年 12 月～平成 29 年 1 月
回答状況	41（回答率 100%）

※ 詳しいアンケート結果は、別冊資料「資料 3 区局協働事業所管課へのアンケート調査結果について」に掲載しています。

(5) 横浜市市民協働推進委員会での検討

検討の取組や条例の施行状況の検討報告書について、横浜市市民協働推進委員会において検討しました。

ア 開催内容

	開催日	内容
1	28 年 6 月 27 日	条例に関する検討ワーキングの設置・開催、市民等へのアンケート調査の実施、意見交換会「みんなの協働フォーラム」の開催について
2	9 月 30 日	
3	12 月 16 日	条例の施行状況の検討報告書について
4	29 年 2 月 22 日	

イ 委員

氏名	所属等
小濱 哲(委員長)	元 横浜商科大学貿易・観光学科教授
田邊 裕子	社会福祉法人横浜市社会福祉協議会地域活動部長
時任 和子	特定非営利活動法人夢・コミュニティ・ネットワーク理事長
中島 智人	産業能率大学経営学部准教授
治田 友香	関内イノベーションイニシアティブ株式会社代表取締役
松岡 美子	特定非営利活動法人グリーンママ理事長
松村 正治	恵泉女学園大学人間社会学部准教授 特定非営利活動法人よこはま里山研究所NORA理事長
三輪 律江	横浜市立大学学術院国際総合科学群准教授

2 条例に基づく市民協働の取組状況

条例施行後3年間（平成25～27年度）における市民協働の取組状況について報告します。

概要

(1) 本市と市民等の市民協働の取組状況

ア 市民協働により取り組んだ事業

	25年度	26年度	27年度
区	85	88	101
局	69	65	82
合計	154	153	183

イ うち条例第12条に基づき協働契約を締結した市民協働事業

25年度	26年度	27年度
11事業（18件）	14事業（47件）	17事業（54件）

ウ うち条例第10条に基づき市民等から本市に対して提案があり実施した事業 2事業

- ① 保土ヶ谷の人・まち・文化を生かした旧東海道にぎわいづくり事業（保土ヶ谷区）
- ② クラウド電話を活用した災害等情報伝達強化事業（金沢区）

(2) 協働を推進するための取組

ア 市民への「協働」に関する周知

- (ア) 市民利用施設に「Let's協働入門」や「条例周知チラシ」を配架しました。
- (イ) 協働の実践を広め共有するためのフォーラムを開催しました。

イ 市職員への「協働」に関する研修等

- (ア) 横浜市人材育成ビジョンの改訂
市民とともに協働して取り組む姿勢を明確にしました。
- (イ) 協働研修の開催
経営責任職から職員まで幅広い階層を対象に協働研修を実施しました。

ウ 中間支援組織の育成

- (ア) 地域施設間の連携促進
各区市民活動支援センターがとりまとめとなり、地域施設が連携し、それぞれが持つ人材や地域課題などの情報を共有しました。

- (イ) 各区市民活動支援センターネットワーク事業
各区市民活動センター職員等が区を越えた情報共有を行う会議を開催しました。
- (ウ) 中間支援組織機能強化事業
市民活動団体から「中間支援組織の機能の充実」をテーマとして事業提案を募集し、補助金を交付して協働事業を実施しました。
- (エ) 市民活動支援・相談窓口事業
市内の認定・指定 NPO 法人による市民活動の相談窓口を設置しました。
- (オ) 市民活動コーディネート講座
市民活動のコーディネートの手法等について学ぶ講座を開催しました。

エ 横浜市市民活動推進基金（よこはま夢ファンド）

- (ア) よこはま夢ファンド登録団体助成金
市民や企業の皆様から寄附を受け付け、積み立てた基金を活用し、あらかじめ登録した NPO 法人に対し助成金を交付しました。
- (イ) よこはま夢ファンド組織基盤強化助成金（平成 27 年度から新設）
よこはま夢ファンド登録団体の組織基盤の安定や強化を図ることにより、活動の活性化につなげることをねらいとした助成金を交付しました。

オ その他、協働を推進するための取組

- (ア) 元気な地域づくり推進事業
 - 《地域運営補助金》
自治会町内会を含む様々な団体が連携して課題に取り組む事業に対して、補助金を交付しました。
 - 《元気な地域づくり推進事業補助金》
地域の課題を解決しようとする意志のある団体が、地域の課題解決の取組に必要な講座運営や講師派遣等に要する経費を補助金として交付しました。
- (イ) 協働の「地域づくり大学校」事業
「協働の地域づくり」を推進する上での課題解決の手法や地域の人材の発掘等を行う場として、協働の「地域づくり大学校」を開催しました。
- (ウ) 区の地域支援体制
区役所において「地区担当制」や「地域支援チーム」等を導入しました。
- (エ) 市民活動保険
ボランティア活動中の事故を対象にした市民活動保険により、市民の皆様安心してボランティア活動に参加していただきました。

(3) 横浜市市民協働推進委員会

市長の附属機関として、市民協働の推進に関し必要な事項を調査審議しました。

(1) 本市と市民等の市民協働の取組状況

ア 市民協働により取り組んだ事業

本市と市民等が市民協働により取り組んだ事業の数は次のとおりです。

	25年度	26年度	27年度
区	85	88	101
局	69	65	82
合計	154	153	183

○市民等とは、

「市民、法人、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項に定める地縁による団体及びこれらに類するものをいう。」とされています。（条例第2条第1項）

○市民協働とは、

「公共的又は公益的な活動及び事業を横浜市と市民等とが協力して行うことをいう。」とされています。（条例第2条第2項）

イ うち条例第12条に基づき協働契約を締結した市民協働事業

協働契約を締結した事業は、平成25年度は11事業（18件）、平成26年度は14事業（47件）、平成27年度は17事業（54件）となりました。

25年度	26年度	27年度
11事業（18件）	14事業（47件）	17事業（54件）

○協働契約について

市と市民等とが市民協働事業を行う場合には、「市民協働事業に関する契約（協働契約）を締結するものとする。」と規定されています。（条例第12条）

市民協働事業は、「市民協働事業の基本原則（対等、相互理解、目的共有、情報公開、役割と責任の明確、自主性自立性尊重）」に基づいて行うものと規定されており（条例第8条）、協働契約もこの基本原則に則って締結します。

ウ うち条例第10条に基づき市民等から本市に対して提案があり実施した事業

協働契約を締結した事業のうち、条例第10条の市民等から本市に対し提案があり実施した事業については、平成25年度は1事業（1件）、平成26年度および27年度は2事業（2件）となりました。

○市民等からの市民協働事業の提案とは、

「市民協働事業を行おうとする市民等は、市に対し、市民協働事業を提案することができる。」とされています。（条例第10条）

《協働契約を締結した市民協働事業》

	事業名	契約件数		
		25年度	26年度	27年度
①	にしく市民活動支援センター運営事業 (平成27年度は西区地域づくり大学校含む)	—	1件	1件
②	西区地域づくり大学校	1件	26年度からは⑭へ	
③	みなみ市民活動・多文化共生ラウンジ管理運営業務	—	—	1件
④	学び舎ひまわり	1件	26年度からは⑭へ	
⑤	とつか区民活動センター運営事業	1件	1件	1件
⑥	戸塚区地域施設連携促進事業	—	—	1件
⑦	瀬谷区支えあい家族支援事業	—	1件	1件
⑧	国際都市としての横浜の強み分析及びプロモーション映像制作事業	1件	—	—
⑨	横浜市市民活動支援センター運営事業	1件	1件	1件
⑩	横浜市市民活動支援センター自主事業 協働型地域経営リーダー養成事業(よこはま地域づくり大学校)	1件	—	—
	みんなで作る!「Spice+」～若者の参加による現場体験データベースの作成とマッチングと協働の仕組みづくり事業	—	1件	1件
	地元企業を核とした地域課題解決力を高め合うコミュニティ作り事業	—	1件	1件
⑪	中間支援組織機能強化事業 カフェ型中間支援機能の創出・強化・普及	—	—	1件
⑫	市民活動支援・相談窓口事業	5件	7件	7件
⑬	市民活動コーディネート講座	1件	1件	1件
⑭	協働の「地域づくり大学校」事業	—	7件	11件
⑮	消費者団体等協働促進事業	4件	4件	4件
⑯	地域子育て支援拠点事業	—	18件	18件
⑰	よこはまウォーキングポイント事業	—	1件	1件
⑱	ヨコハマ市民まち普請事業	1件	1件	1件
⑲	【市民等から本市に対して提案があり実施した事業】 保土ヶ谷の人・まち・文化を生かした旧東海道にぎわいづくり事業	1件	1件	1件
⑳	【市民等から本市に対して提案があり実施した事業】 クラウド電話を活用した災害等情報伝達強化事業	—	1件	1件
合 計		18件 (11事業)	47件 (14事業)	54件 (17事業)

《協働契約を締結した市民協働事業の内容》（市民等から本市に対して提案があり実施した事業を除く）

①にしく市民活動支援センター運営事業（26・27年度）		
【事業内容】にしく市民活動支援センターの運営（27年度は西区地域づくり大学校含む）		
【協働の主体】	特定非営利活動法人市民セクターよこはま	西区
②西区地域づくり大学校（25年度）		
【事業内容】西区地域づくり大学校の企画・運営		
【協働の主体】	特定非営利活動法人市民セクターよこはま	西区
③みなみ市民活動・多文化共生ラウンジ管理運営業務（27年度）		
【事業内容】みなみ市民活動・多文化共生ラウンジの運営		
【協働の主体】	特定非営利活動法人横浜市国際交流協会	南区
④学び舎ひまわり（25年度）		
【事業内容】学び舎ひまわり（地域づくり大学校）の企画・運営		
【協働の主体】	港南区連合町内会長連絡協議会 特定非営利活動法人市民セクターよこはま	港南区
⑤とつか区民活動センター運営事業（25・26・27年度）		
【事業内容】とつか区民活動センターの運営		
【協働の主体】	特定非営利活動法人くみんネットワークとつか	戸塚区
⑥戸塚区地域施設連携促進事業（27年度）		
【事業内容】区内の各市民利用施設の連携のための情報共有や研修会の開催		
【協働の主体】	特定非営利活動法人くみんネットワークとつか	戸塚区
⑦瀬谷区支えあい家族支援事業（26・27年度）		
【事業内容】子どもを地域で支える支援施設「子どもの生活塾」の運営		
【協働の主体】	特定非営利活動法人ワーカーズわくわく	瀬谷区
⑧国際都市としての横浜の強み分析及びプロモーション映像制作事業（25年度）		
【事業内容】国際都市としての横浜市の強み分析及びプロモーション動画の制作		
【協働の主体】	慶応義塾大学大学院メディアデザイン研究科	国際局
⑨横浜市市民活動支援センター運営事業（25・26・27年度）		
【事業内容】横浜市市民活動支援センターの運営		
【協働の主体】	特定非営利活動法人市民セクターよこはま	市民局
⑩横浜市市民活動支援センター自主事業（25・26・27年度）		
【事業内容】市民活動団体を対象とした提案型の補助事業		
協働の主体	(25年度) 特定非営利活動法人市民セクターよこはま 協働型地域経営リーダー養成事業(よこはま地域づくり大学校)	市民局
	(26～27年度) 特定非営利活動法人アクションポート横浜 みんなで作る!「Spice+」～若者の参加による現場体験データベースの作成とマッチングと協働の仕組みづくり事業	市民局
	(26～27年度) 特定非営利活動法人エティック 地元企業を核とした地域課題解決力を高め合うコミュニティ作り事業	市民局
⑪中間支援組織機能強化事業（27年度）		
【事業内容】「中間支援組織の機能の充実」をテーマとした提案型の補助事業		
【協働の主体】	横浜コミュニティカフェネットワーク カフェ型中間支援機能の創出・強化・普及事業	市民局

⑫市民活動支援・相談窓口事業 (25・26・27年度)		
【事業内容】 認定・指定NPO法人による市民活動等の相談窓口の設置		
協働の主体	(25年度) 特定非営利活動法人アクションポート横浜 特定非営利活動法人コロンブスアカデミー 特定非営利活動法人さくらんぼ 特定非営利活動法人市民セクターよこはま 特定非営利活動法人ワーカーズ・コレクティブ樹	市民局
	(26年度) 特定非営利活動法人アクションポート横浜 特定非営利活動法人神奈川子ども未来ファンド 特定非営利活動法人コロンブスアカデミー 特定非営利活動法人さくらんぼ 特定非営利活動法人市民セクターよこはま 特定非営利活動法人つづき区民交流協会 特定非営利活動法人ワーカーズ・コレクティブ樹	市民局
	(27年度) 特定非営利活動法人かながわ福祉移動サービスネットワーク 特定非営利活動法人コロンブスアカデミー 特定非営利活動法人さくらんぼ 特定非営利活動法人市民セクターよこはま 特定非営利活動法人地球市民ACTかながわ 特定非営利活動法人つづき区民交流協会 特定非営利活動法人ワーカーズ・コレクティブ樹	市民局
⑬市民活動コーディネート講座 (25・26・27年度)		
【事業内容】 市民活動のコーディネートの手法等について学ぶ講座の開催		
【協働の主体】 公立大学法人横浜市立大学		市民局
⑭協働の「地域づくり大学校」事業 (26・27年度)		
【事業内容】 地域の課題解決の手法や魅力づくり等を学び合う講座の開催		
神奈川区地域づくり大学校 (27年度)		
協働の主体	特定非営利活動法人市民セクターよこはま 神奈川区連合町内会自治会連絡協議会	神奈川区
西区地域づくり大学校 (26年度)		
協働の主体	特定非営利活動法人市民セクターよこはま	西区
寺子屋みなみ (課題解決型) (27年度)		
協働の主体	特定非営利活動法人横浜プランナーズネットワーク	南区
寺子屋みなみ (人材育成型) (27年度)		
協働の主体	特定非営利活動法人夢・コミュニティ・ネットワーク	南区
学び舎ひまわり (26・27年度)		
協働の主体	(26年度) 港南区連合町内会長連絡協議会 特定非営利活動法人市民セクターよこはま	港南区
	(27年度) 港南区連合町内会長連絡協議会 社会福祉法人横浜市港南区社会福祉協議会	港南区

あさひみらい塾 (26・27年度)		
協働の主体	特定非営利活動法人アクションポート横浜	旭区
金沢区地域づくり大学校 (26・27年度)		
協働の主体	(26年度) 特定非営利活動法人市民セクターよこはま	金沢区
	(27年度) 特定非営利活動法人市民セクターよこはま 社会福祉法人横浜市金沢区社会福祉協議会	金沢区
みどり「ひと・まち」スクール (27年度)		
協働の主体	緑区市民活動支援センター運営委員会	緑区
みらいづくり大学青葉キャンパス (27年度)		
協働の主体	あおば学校支援ネットワーク	青葉区
戸塚区地域づくり大学校 (26・27年度)		
協働の主体	特定非営利活動法人市民セクターよこはま 社会福祉法人横浜市戸塚区社会福祉協議会 特定非営利活動法人くみんネットワークとつか	戸塚区
泉区まちづくりみらい塾 (26・27年度)		
協働の主体	泉区まちづくりみらい塾 特定非営利活動法人市民セクターよこはま	泉区
せやの地域づくり塾 (26・27年度)		
協働の主体	特定非営利活動法人横浜プランナーズネットワーク	瀬谷区
⑮消費者団体等協働促進事業 (25・26・27年度)		
【事業内容】 地域における消費者被害の未然防止や消費者市民社会の実現に向けた取組の実施		
協働の主体	(25年度) 特定非営利活動法人F P ネットワーク神奈川 消費者サポート横浜会 よこはま消費生活「講師の会」 神奈川県ファイナンシャルプランナーズ協同組合	経済局
	(26年度) よこはま消費生活「講師の会」 神奈川県ファイナンシャルプランナーズ協同組合 特定非営利活動法人横浜市まちづくりセンター 特定非営利活動法人F P ネットワーク神奈川	経済局
	(27年度) 一般社団法人かながわF P 生活相談センター 特定非営利活動法人F P ネットワーク神奈川 神奈川県ファイナンシャルプランナーズ協同組合 特定非営利活動法人横浜市まちづくりセンター	経済局
⑯地域子育て支援拠点事業 (26・27年度)		
【事業内容】 各区地域子育て支援拠点の運営 (18区で実施)		
協働の主体	社会福祉法人青い鳥	鶴見区
	特定非営利活動法人親がめ	神奈川区
	特定非営利活動法人はぐっと	西区
	公益財団法人横浜YMCA	中区
	特定非営利活動法人さくらザウルス	南区

	特定非営利活動法人ちゅーりっぷ	港南区
	特定非営利活動法人ピアわらべ	保土ケ谷区
	特定非営利活動法人子そだちしえん・あさひ	旭区
	社会福祉法人青い鳥	磯子区
	社会福祉法人みどり会	金沢区
	特定非営利活動法人びーのびーの	港北区
	特定非営利活動法人グリーンママ	緑区
	特定非営利活動法人ワーカーズ・コレクティブ パレット	青葉区
	特定非営利活動法人子ども応援ネットワーク	都筑区
	特定非営利活動法人子育てネットワークゆめ	戸塚区
	社会福祉法人地域サポート虹	栄区
	特定非営利活動法人ちょこっといずみ	泉区
	特定非営利活動法人さくらんぼ	瀬谷区
⑰よこはまウォーキングポイント事業 (26・27年度)		
【事業内容】よこはまウォーキングポイント事業の運営		
【協働の主体】凸版印刷株式会社 オムロンヘルスケア株式会社		健康福祉局
⑱ヨコハマ市民まち普請事業 (25・26・27年度)		
【事業内容】ヨコハマ市民まち普請事業のコンテストの企画、運営		
【協働の主体】特定非営利活動法人市民セクターよこはま 特定非営利活動法人アクションポート横浜		都市整備局

《市民等から本市に対し提案があり協働契約を締結した市民協働事業の内容》

⑲保土ケ谷の人・まち・文化を生かした旧東海道にぎわいづくり事業 (25・26・27年度)		
【協働の主体 (提案者)】ほどがや 人・まち・文化振興会		保土ケ谷区
<p>【事業内容】</p> <p>旧東海道沿いに賑わいを創出するため、区内にある数多くの資源 (もの・こと・人) を生かし、「ほどがや弁当」の企画・販売などによる保土ケ谷の地産地消の推進、「まちかど博物館スタンプラリー」の実施などによる歴史的魅力の発信、「ほどがやまちゼミ」の実施などによる次世代のまちづくりの担い手育成等の事業を実施しました。それぞれの事業が相互に連携していくことで、魅力発信効果をより高めることができました。</p>		
⑳クラウド電話を活用した災害等情報伝達強化事業 (26・27年度)		
【協働の主体 (提案者)】株式会社137		金沢区
<p>【事業内容】</p> <p>平成26年度に、災害等緊急時に必要な情報を区民等に迅速かつ確実に提供し、また、その被害状況等を迅速に集約できる「緊急時情報伝達システム」を構築し、区内の保育園や各自治会町内会長を対象に試験導入しました。平成27年度からは、本格運用を開始し、①土砂災害警報情報発表に伴う避難勧告発令②チリ沖地震等に伴う津波への事前注意喚起において、本システムにより自治会町内会長へ迅速な情報の受伝達を行いました。</p>		

(2) 協働を推進するための取組

ア 市民への「協働」に関する周知

(7) 市民利用施設への「Let's協働入門」や「条例周知チラシ」の配架

市民局市民協働推進部と認定特定非営利活動法人市民セクターよこはま（横浜市市民活動支援センターの運営団体）が協働で作成したハンドブック「Let's協働入門」や、「横浜市地域の絆をはぐくみ、地域で支え合う社会の構築を促進する条例」と「横浜市市民協働条例」の内容について紹介するチラシを市民利用施設等で配架し、協働や条例に関する周知を図りました。

(4) 協働の実践を広め共有するためのフォーラム（つながりのまちづくりフォーラム）の開催

課題解決に取り組む自治会町内会や市民活動団体、地域貢献に関心のある企業や大学が集まり、これからの「まちづくり」や「協働」をさらに実りのあるものに進化させる「考え方」や「手法」などを話し合うフォーラムを開催しました。

年度	日時・テーマ	参加者数
25年度	平成26年3月17日 18:00～20:45 つながる、ひろがる、うまれる	194名
26年度	平成27年3月17日 18:00～20:45 未来を予見し、つながりのまちづくりへ	190名
27年度	平成28年1月27日 18:15～21:00 小さな交流からはじまるあったかいまち	266名

イ 市職員への「協働」に関する研修等

(7) 横浜市人材育成ビジョンの改訂

複雑化・多様化する行政課題に的確にこたえるために、市民との協働により課題解決していく視点が重要となることから、平成26年3月改訂の横浜市人材育成ビジョンにおいて、市民とともに協働して取り組む姿勢を明確にしました。

【参考】横浜市人材育成ビジョン（平成26年3月改訂）該当部分抜粋

【求められる職員像】

～ヨコハマを愛し、市民に信頼され、自ら考え行動する職員～

《市民に信頼され》

- ・ サービスを遵守し、誠実・公正に行動する
- ・ 市民の皆様とともに協働して取り組む姿勢を通じ、共感とゆるぎない信頼関係を築く
- ・ 業務知識と実務能力を備え、自信を持って行政サービスの提供に努める

(4) 協働研修の開催

経営責任職から職員まで幅広い階層を対象に協働研修を実施しました。平成26年度からは、横浜市人材育成ビジョンの改訂を受け、職員の昇任時の研修に協働のプログラムを加え、広く協働マインドの醸成を図りました。

《協働研修の内容》

研修名	対象	目的・内容	25年度	26年度	27年度
新採用職員研修	新採用職員	採用・昇任等の機会において「協働」の有効性や取り組む際のポイント等を学ぶ。	698名	512名	779名
新任課長・係長・専任職研修	新任課長 新任係長 新任専任職		—	386名	455名
新任課長補佐研修	新任課長補佐		—	144名	163名
昇任時実務研修	職員Ⅱ昇任候補者 職員Ⅲ昇任候補者		—	845名	861名
区役所経営責任職向け地域支援研修	区役所部長職 等	区役所全体で連携して地域支援に取り組むことの重要性や連携のポイント等を考える。	113名	89名	108名
協働入門研修	全職員 全市民利用施設職員	「Let's 協働入門」をもとに、協働とは何か、協働の進め方など、協働の基本と心構えを学ぶ。また、実際の協働事業の事例から、協働のノウハウや協働のコツを学ぶ。	99名	109名	100名
協働実践研修	全職員	協働を進める上で押さえるべきポイントや手法を学ぶ。また、協働の取組現場の見学や、実践者の生の声から、「協働により地域づくり」を学び、協働の必要性や成果を実感する。	51名	24名	33名
協働・共創アクションセミナー	全職員	市民や企業と共に事業を進める際に必要なコミュニケーションスキルについて学ぶ。	—	18名	33名
合 計			961名	2127名	2532名

※ 平成 28 年度は地区担当職員（地域と区役所を日常的につなぐ役割を担う職員）等を対象に、地域とのよりよい関係づくりをテーマとした「地域支援のためのスキルアップ研修」を全区で実施しました。

ウ 中間支援組織の育成

条例第2条第5項には中間支援組織の定義について、条例第16条には中間支援組織の育成について規定されており、中間支援組織の機能強化や育成のために、次の取組を実施しました。

(7) 地域施設間の連携促進

各区市民活動支援センターがとりまとめとなり、地域施設が連携し、それぞれが持つ人材や地域課題などの情報を共有することにより、それぞれの施設の中間支援機能や、職員のコーディネート能力の向上を図りました。

	26年度	27年度
実施区※	青葉区、都筑区	神奈川区、南区、磯子区、青葉区、都筑区、戸塚区

※ 取組を推進するにあたり、市民局が支援した区

(イ) 各区市民活動支援センターネットワーク事業

18区の地域振興課の担当職員・各区市民活動支援センター職員が、区を越えた情報共有を行う会議を開催し、中間支援組織としての機能強化を図りました。

	25年度	26年度	27年度
開催数・参加者	2回（48名）	4回（125名）	5回（135名）

(ウ) 中間支援組織機能強化事業

市民活動団体から「中間支援組織の機能の充実」をテーマとして提案を募集し、次の事業に補助金を交付して協働事業を実施しました。

【実施団体】横浜コミュニティカフェネットワーク

【事業内容】コミュニティカフェが中間支援の役割を果たす意義や支援機能充実のために必要な要素、持つべき力量等を整理し、その現状や課題・ニーズを確かめ、市内のコミュニティカフェが中間支援組織として力をつけるための支援を行いました。

(イ) 市民活動支援・相談窓口事業

市内の認定・指定NPO法人がそれぞれの専門分野や、これまでに培った活動のノウハウなどを活かして相談窓口を設置したり、NPO法人設立講座や説明会等の場において出張相談窓口を設置し、これから活動を始めたいと考える方などにアドバイスを行いました。

	25年度	26年度	27年度
相談件数	6件	29件	70件

(オ) 市民活動コーディネート講座

横浜市立大学地域貢献センターと協働で企画し、市民活動のコーディネートに興味のある市民や、中間支援組織に従事している方、市職員などを対象に、市民活動のコーディネートの手法等について学ぶ講座を開催しました。

	25年度	26年度	27年度
開催数・参加者	全4回（延べ121名）	全5回（延べ148名）	全4回（延べ112名）

エ 横浜市市民活動推進基金（よこはま夢ファンド）

(7) よこはま夢ファンド登録団体助成金

横浜市市民活動推進基金は、市民公益活動を財政的に支援することを目的に、市が条例第6条に基づき設置している基金です。

市民や企業の皆様から寄附を受け、積み立てた基金を活用し、あらかじめ登録した NPO 法人に対し助成金を交付しました。

《寄附の状況》

	25年度	26年度	27年度
件数	156件	177件	183件
寄附金額	23,544,289円	23,568,189円	28,875,868円

《よこはま夢ファンド登録団体事業助成金交付状況》

	25年度	26年度	27年度
助成件数	28件（事業）	27件（事業）	43件（事業）
助成金額	14,434,050円	22,633,132円	16,997,989円

(イ) よこはま夢ファンド組織基盤強化助成金（平成27年度から新設）

よこはま夢ファンド登録団体の組織基盤の安定や強化を図ることにより、活動の活性化につなげることをねらいとして、平成27年度に創設しました。

「人材」「資金」「情報」などの資源を充実させるとともに、ファシリテーターを活用した自己評価の機会や、同様の悩みを抱える助成団体同士の情報交換会を組み込むなど、支援効果を高める仕組みを取り入れています。

平成27年度は、NPO法人から申請のあった組織基盤強化の取組内容について審査を行い、5団体に総額で1,500,000円の助成を行いました。

オ その他、協働を推進するための取組

(7) 元気な地域づくり推進事業

身近な地域における、自治会町内会をはじめとした様々な団体や人々、NPO 法人、企業と区役所等が連携して、主体的・継続的に地域の魅力づくりや地域課題の解決に取り組む「協働による地域づくり」を進めていくため、区役所とともに地域活動の「組織づくり」や「人材づくり」など地域団体間の連携促進における取組を支援しました。

《地域運営補助金》

自治会町内会を含む様々な団体が連携して課題に取り組む事業に対して、補助金を交付しました。

	25年度	26年度	27年度
活用地区数	115地区	133地区	130地区

《元気な地域づくり推進事業補助金》

地域の課題を解決しようとする意志のある団体が、地域の課題解決の取組に必要な講座運営や講師派遣等に要する経費を補助金として交付しました。

	25年度	26年度	27年度
活用地区数	184地区	153地区	130地区

(4) 協働の「地域づくり大学校」事業

地域活動する区民と区役所職員が、まち歩きやグループワーク・他区の先行事例研究等を通じて共に学び合い「協働の地域づくり」を推進する上での課題解決の手法や、地域の担い手となる人材の発掘等を行う場として、地域・区役所・中間支援組織（NPO 法人等）が協働して企画・運営する大学校を開催しました。

	26年度	27年度
実施区数	9区	12区

(ウ) 区の地域支援体制

区役所が地域に寄り添い、地域と課題を共有するとともに、部署ごとの「縦割り」による事業展開ではなく、一丸となって、地域を支援していくことが重要であることから、全区で、地区担当制や地域支援チームなどによる「地域と向き合う体制」を導入しました。

(イ) 市民活動保険

自治会町内会活動など、ボランティア活動（自主的に行う公益性のある奉仕活動）中の事故を対象にした市民活動保険により、市民の皆様が安心してボランティア活動に参加していただきました。

(3) 横浜市市民協働推進委員会

横浜市市民協働推進委員会は、条例第 17 条に基づき、市長の附属機関として、市民協働の推進に関し必要な事項を調査審議するため設置され、委員は、学識経験者と市民活動実践者の 8 名で構成されています。

ア 主な審議事項

- ・ よこはま夢ファンド団体登録及び助成金交付審査
- ・ 特定非営利活動法人の条例指定
- ・ 横浜市市民活動支援センター事業の評価・検証について
- ・ 横浜市市民活動共同オフィス入居団体審査について
- ・ よこはま夢ファンドの寄附の新たな活用方法の検討
- ・ 協働を進める際の「公共的又は公益的な活動及び事業」の考え方の整理について（答申）
- ・ 横浜市市民協働条例 3 年ごとの施行状況の検討の進め方について

イ 協働を進める際の『公共的又は公益的な活動及び事業』の考え方（平成 27 年 3 月 30 日市民協働推進委員会答申）

平成 26 年度は、市長から横浜市市民協働推進委員会に「協働を進める際の『公共的又は公益的な活動及び事業』の考え方」の整理について諮問を行い、平成 27 年 3 月に委員会がこれに対する答申を出しました。

ウ 委員名簿（平成 25 年 4 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日）

氏名	所属等
小濱 哲(委員長)	元 横浜商科大学貿易・観光学科教授
酒井 正樹 (H26. 4. 1から)	社会福祉法人横浜市社会福祉協議会地域活動部長
時任 和子	特定非営利活動法人夢・コミュニティ・ネットワーク理事長
中島 智人	産業能率大学経営学部准教授
治田 友香	関内イノベーションイニシアティブ株式会社代表取締役
松岡 美子 (H27. 4. 1から)	特定非営利活動法人グリーンママ理事長
松村 正治	恵泉女学園大学人間社会学部准教授 特定非営利活動法人よこはま里山研究所NORA理事長
三輪 律江	横浜市立大学大学院国際総合科学群准教授
門倉 晴義 (H26. 3. 31まで)	社会福祉法人横浜市社会福祉協議会地域活動部長
奥山 千鶴子 (H27. 3. 31まで)	特定非営利活動法人びーのびーの理事長

3 3年間の成果と課題

条例のポイントごとに市民等の意見をまとめ、3年間の成果と課題について整理しました。

(1) 協働契約（第12条）について

ア 条文の意義

条例第12条により、市と市民等とが、市民協働事業を実施するに際しては、協働契約を締結することが規定されました。

条例制定以前は、市と市民等が協働で事業を実施する場合の取り決めについての規定はなく、第12条が定められたことにより、協働事業の目的、役割分担、費用と責任の分担等、市と市民等が合意した内容及び市民協働事業の基本原則（第8条）を、契約として明文化することができるようになりました。

イ 主な成果

協働契約を締結した事業では、契約締結のプロセスや事業の相互評価における話し合いを通じて、市民と市のコミュニケーションが進みました。

協働契約の制度が制定され、事業目的や役割分担などを契約書として明文化することができるようになり、市民と市のより良いパートナーシップが促進され、互いの強みを活かした効果的な事業の実施につながりました。

ウ 3年間の実績

協働契約を締結した市民協働事業

25年度 11事業（18件）、26年度 14事業（47件）、27年度 17事業（54件）

エ 課題

- 協働契約に対する、市民や市職員の理解が、十分には浸透していない。
- 協働契約の締結を通じ、市民と市が、協働の原則に沿ったより良いパートナーシップを築けるよう、実務的なサポートが必要である。
- 多様な協働事業の実態に即した「協働契約書」の検討が必要である。

市民からは「市の担当者によって対応が異なる」「法的な用語等が難しく、契約を締結するときの支援がほしい」、また市職員からは「協働契約の意義（従来の契約との違い等）やメリットがわかりにくい」「締結までの手順をサポートしてほしい」などの意見が聞かれ、協働契約に対する市民や市職員の理解が十分には浸透しておらず、協働契約が、より良いパートナーシップの促進につながるよう、実務的なサポートが必要であることがわかりました。

また、「活動の実態に即して、契約書の内容を検討してほしい」「事業実施後の評価が、協働のプロセスの評価に偏り、事業の成果に関する評価を表せていない」などの意見もあり、多様な協働の実態に即した協働契約書の内容の検討や、協働事業の成果を市民にわかりやすく説明するための評価方法の検討を行う必要があります。

【市民の意見】

- ① 協働契約により、協働の基本原則が実現できたか（別冊資料1 アンケート2）
とてもできた・まあまあできた 82.8% あまりできなかった 6.9%
- ② 市民と行政のコミュニケーションが進み、より良い事業実施につながった
 - ・ 協働契約の仕組みができたことにより、目的・役割分担・事業内容について、市民と行政がよく話し合っただけで進めることができ、お互いの強みを活かして事業を進めることができた。
 - ・ 単なる委託事業よりも、市や区と一緒に事業の内容を検討しながら、進めていくことができていると感じる。
 - ・ 相互に評価を行うことにより、互いの足りないアプローチを明確にすることができ、次年度の改善につながっている。
- ③ 協働事業や協働契約についての市担当者の理解にバラつきがある
 - ・ 市職員は異動が多いため、事業への理解が進みともに考えられるようになった頃、担当者が代わってしまうことが多く残念。
 - ・ 職員の異動により、事業に対しての方向性が変わることがあり、やりづらさを感じる。
 - ・ 行政の担当者の協働事業、契約への理解にバラつきがあり、その都度対応が変わる。行政と市民と一緒に学び合っていくことが必要と感じる。
- ④ 協働契約を締結するときのサポートが欲しい
 - ・ 契約書の言葉がわかりにくい時に、誰に相談したら良いのかわからない。
 - ・ 契約締結の場面において、市民が行政と契約条項について交渉することは大変なことなので、法的な面でアドバイスをしてくれる存在が必要。
 - ・ 協働で何か事業を始めたいと思った時に、おさえるべきポイントや注意点、事例などがあるとわかりやすい。
- ⑤ 事業の評価においては、協働事業の「成果」を市民にわかりやすく示すことが重要
 - ・ 現在の事業評価の仕組みは、「協働が上手くできたか」に重点が置かれている。今後は、市民の信頼性の確保や適正な事業執行のため、協働事業が市民の皆さんに対し、どんな「成果」を出したかをわかりやすく発信することが重要。
 - ・ 成果を明確にするプロセスにおいても市民と行政との話し合いが重要。
- ⑥ 事例を積み重ねることにより「協働契約」の内容を充実していくことが重要
 - ・ 協働事業は多様なので、各々の協働事業ごとに、市民・行政が議論し、双方が知恵を出し合っただけで、契約内容を前進させていくことが重要。横浜らしい協働契約をめざすべき。

【職員の意見】

- ① 協働契約により、協働の基本原則が実現できたか（別冊資料3）
とてもできた・まあまあできた 82.9% あまりできなかった 5.7%
- ② 市民と行政が、同じ目的に向かい双方の強みを活かし効果的な事業実施ができた
 - ・ 契約により、事業目的や役割分担を明確にしているため、目指す目標がぶれにくく同じ方向を向いて事業を進めることができた。
 - ・ それぞれの持つ強み（ネットワーク、専門知識、ノウハウ、当事者ならではの視点や発想など）が発揮され、市民に対し効果的でより質の高いサービスが提供できた。
 - ・ 事業評価によって成果や改善点を共有することができ、次年度事業への反映がスムーズにできた。
- ③ 協働事業や協働契約に関して、市民および行政内部の理解を深めていくことが必要
 - ・ 委託契約との違いを踏まえ、協働契約が市民、行政それぞれにどのようなメリットがあるかなどを解説する手引きや研修会等が必要。
 - ・ 協働契約は通常の契約よりも職員のマネジメント力が必要とされる。職員向けに事業スキームや事業実施における注意点などを学ぶ実務的な研修が必要。
- ④ よりよい協働事業につなげるために、「協働契約」「事業評価」の検討が必要
 - ・ 協働契約を締結している現場の意見をきき、実態に即した契約の検討が必要。
 - ・ 事業評価において評価指標が曖昧である。それぞれの役割についてのみの評価指標であり、事業全体の評価指標にはなっていない。

(2) 市民協働事業の提案（第10条）について

ア 条文の意義

条例第10条により、市民等から市に対して、市民協働事業の提案ができることが新たに規定されました。

市と市民等が協働事業を行う方法として、市の発意による市民協働事業（第9条）と、市民等の発意・提案による市民協働事業（第10条）の2つの方法を定め、市民、市の双方からの発意により協働の取組が促進されることを図ったものです。

イ 主な成果

市民が提案事業に取り組むことにより、幅広いテーマで活動する団体が集まり新たな連携が生まれ、地域の課題解決力・連携力が高まり、その後の活動の発展にもつながりました。

また、市民の先駆的で柔軟な発想や技術等を活かし、地域の実情に応じた課題解決や魅力づくりにつながる事業が実施できました。

ウ 3年間の実績

条例第10条に基づく提案件数 2件

- ・「保土ヶ谷の人・まち・文化を生かした旧東海道にぎわいづくり事業」
(ほどがや 人・まち・文化振興会、保土ヶ谷区)
- ・「クラウド電話を活用した災害等情報伝達強化事業」
(株式会社137、金沢区)

エ 課題

- 市民からの提案の件数が2件に留まり、十分に活用されていない。
- 課題解決に積極的に取り組みたい市民に制度が認知されていない。
- 市民にとって提案しやすい環境が整っていない。(相談窓口、行政内の連携、予算、提案を協働事業の企画としてブラッシュアップするための支援)

市民提案については、条例制定後の3年間で2件の実績に留まり、十分に活用されていない状況です。主な原因として、制度の情報が、課題解決に取り組みたい意欲のある市民に届いていないこと、また、専門の相談窓口がなく、複数の部署にまたがっている課題などを「どこに相談したらよいかわからない」こと、提案や募集の枠組みがなく、「どのように提案したらよいかわからない」ことなど、提案を受ける側の行政の体制が十分ではなく、市民にとって、提案しやすい環境が整っていないことがわかりました。

また、協働事業の提案として採択されるためには、プランに高い公益性や公共性、実現性などが必要ですが、市民がその発意を、そのような事業提案の企画とすることは、専門家や市職員のサポートがなければ困難です。市職員からも、「行政がある程度コーディネーター的な役割を担うことが大切」「市職員が団体から相談を受けた際に、協働事業につなげていくための知識を身につけることが必要」との意見もあり、地域の困りごとや課題の解決に、この提案制度を活用するコーディネート力を職員が備え、専門家などとともに伴走支援を行うことが求められています。

【市民の意見】

- ① 市民協働条例第10条の市民協働事業の提案について（別冊資料1 アンケート2）
今後活用したい24.4% 活用が難しいと思う・活用したいと思わない73.4%
- ② 市民が今以上に積極的に気軽に、事業提案ができる環境がほしい
 - ・ 市民主体の課題解決が大事であり、市民発の協働提案事業が増えていくことで、市民に協働が広がる。市民が今以上に積極的に気軽に、事業提案ができる環境がほしい。
- ③ 窓口がわかりにくい
 - ・ 取り組みたいことがあっても、どこに相談すればいいのかわからないか、誰とつながれば提案できるのか等、支援の窓口がわかりにくい。
- ④ どう提案したらよいかわかりにくい
 - ・ どう提案したらよいか、入口がわかりにくくチャレンジできない。制度のねらいや焦点を定めることも必要。
 - ・ 先駆的な社会課題の解決をテーマとすることによって、制度が活き提案が活性化するのではないか。
- ⑤ 市職員・専門家などの伴走支援が必要 協働力のある職員の育成が重要
 - ・ 協働提案事業では、市職員や専門家（コーディネーター等）の伴走支援が大切な役割を果たしている。伴走支援の仕組みが必要。協働力のある職員の育成が重要。
- ⑥ 提案制度を広げていくためには、市民が協働を学び課題解決力をつける支援が必要
 - ・ 市民の思いや発想を、協働事業として公共的な取組にするためには、課題の調査や、地域の幅広い合意形成、様々な市民の参加や団体との連携、行政関係部署との対話などのプロセスが必要。このプロセスを市民が経験し、学ぶための支援を提案制度の仕組みに取り入れてほしい。
 - ・ 地域が主体的になっていくことも重要で、提案にチャレンジすることで、市民の主体性や協働による課題解決力を育てる支援を入れてほしい。
- ⑦ 企業も参加しやすい、仕組みづくりを
 - ・ 地域の課題がわかれば企業も参加しやすい。
 - ・ 企業活動と連携ができれば、地域の課題解決に知恵を絞ることができる。
 - ・ 企業が提案した時に、行政の関係各部署が集まって、ともに対話をする場が設けられると、地域課題の解決に企業が参加しやすくなるのではないか。
- ⑧ 地域の課題を話し合う場が必要
 - ・ 各区内で様々な団体が、地域の課題を共有し話し合うような場、そこが協働事業の提案につながるような仕組みがないと提案事業は増えていかないのではないか。

【職員の意見】

- ① 市民発意の提案を促すためには市民への制度周知が必要
 - ・ 意欲のある市民に対して制度の周知が十分でないために提案の発意に至っていないのではないか。活用事例を示すなど、より多くの市民に対して制度の周知が必要。
 - ・ 行政と連携して事業を実施したい団体が窓口を探し当てられないケースや、相談にきても事業につながらないケースがあると考えられるため、窓口となる部署の周知徹底が必要。
- ② 提案制度につなげるためには行政内部への制度周知や、職員の育成が必要
 - ・ 行政内部において事業所管課となりえるセクションに実際の事例を含め周知する必要がある。
 - ・ 市職員は、団体から相談を受けた際に協働事業へ繋げるための手順の勉強会などを通して、事業の実現性を高めていく知識を身につけることが必要。
 - ・ 市民からの協働提案を受け身で待つのではなく、自ら市民に対し、協働事業を提案できるような職員の育成が必要。これまで、協働への理解を醸成する研修が多かったが、案件形成におけるコンサルティング能力など、実務能力を高める研修などが今後は必要。

③ 提案にいたるまでの過程において市民への「支援」が必要

- ・ 特定のテーマが指定されていない中で、市民が提案を行うことは非常にハードルが高いのでは。行政がある程度テーマを示すなどコーディネーター的な役割を担うことが必要。
- ・ 関係団体とのマッチング、コーディネーター派遣等、市民に対する企画段階へのバックアップが必要。

④ 提案制度を受けるにあたっては条例所管課（市民局）にもサポートしてほしい

- ・ 事業を実施するにあたっての必要経費を所管課のみで用意するのは難しいので、市民局による予算措置も検討してほしい。
- ・ 提案を受けるまでの段階においては、条例所管課（市民局）も積極的に関与し、所管課をサポートしてほしい。

(3) 市の責務（第3条）と中間支援組織（第2条第5項、第16条）について

ア 条文の意義

市民公益活動と市民協働が円滑に行われるための支援や、これらが活発に行われるための環境づくりが、「横浜市の責務」であると位置づけられ、また、市民・NPO 法人・企業・行政等の間に立って、情報提供や相談、調整やコーディネートを行う「中間支援組織」の育成や支援が重要であることが明記されました。

イ 主な成果

市民協働の環境づくりにおいて、市職員の人材育成は最も重要な事項であるため、「横浜市人材育成ビジョン」の中に、求められる職員像として「市民の皆様とともに協働して取り組む」ことを位置づけるとともに、市職員を対象にした協働研修をより一層充実して実施しました。

また、中間支援組織の機能の強化を、現行の「横浜市中期4か年計画」の「施策18 参加と協働による地域自治の支援」の主な目標・方向性とし、様々な取組を実施しました。

ウ 3年間の実績

(ア) 市職員への協働研修

- | | |
|--------------------|-----------------|
| ○ 新採用職員研修 | ○ 新任課長・係長・専任職研修 |
| ○ 新任課長補佐研修 | ○ 昇任時実務研修 |
| ○ 区役所経営責任職向け地域支援研修 | |
| ○ 協働入門研修 | |
| ○ 協働実践研修 | |
| ○ 協働・共創アクションセミナー | 3年間で延べ5,620名が受講 |

(イ) 中間支援組織の機能強化、育成のための取組

- 地域施設間の連携促進
- 各区市民活動支援センターネットワーク事業
- 中間支援組織機能強化事業
- 市民活動支援・相談窓口事業
- 市民活動コーディネート講座

エ 課題

- テーマ、課題ごとに、多様な市民が迅速に集まり、課題の解決に向けて、協議し、また、柔軟につながり、協働の活動につなげていける場や環境が求められている。
- 地域の人材や資源、課題についての情報の共有が重要であり、行政からの情報提供や活動団体の交流の機会などが求められている。
- 協働の基盤として、自治会町内会、NPO等、市民の主体的な取組が安定して継続できるよう、担い手や活動資金の確保など組織基盤に対する支援が求められている。

【市民の意見】

- ① 「つなげる役割」を区役所や各区市民活動支援センターに期待
- ・ 地域の課題の一番の相談窓口は区役所。そこから、地域の様々な団体とつながり連携したい。
 - ・ 行政は様々な目的をもって活動している団体を積極的につなげてほしい。
 - ・ 各区市民活動支援センターが、人や団体などの地域資源の情報や、連携のノウハウを蓄積し、協働の相談窓口になることを期待している。
- ② 縦割り、組織文化の違いが対話を阻んでいる。それを繋げる中間支援が必要
- ・ 行政の部局による縦割り、活動団体のテーマによる縦割り、自治会町内会とNPO等組織文化の違いなどにより、課題の認識が異なり、対話・連携が難しい場合がある。力を合わせなければ、解決しない課題が多く、異なる文化の団体を中間支援がどうつなげるかが重要。
- ③ 具体的な困りごとの解決のためにつながる協働の場、必要な時につなげてくれる人や仕組みが必要
- ・ 市民活動団体や自治会町内会が、それぞれの活動の現場で感じている課題を、地域に共通の課題として取り出し、関係者をつなげてくれる人や仕組みが重要。
 - ・ 具体的な困りごとの解決のために、目的に向けて、「話し合う場」「力を合わせる場」つながる「協働の場」が重要。
- ④ 中間支援の機能を担うのは「組織」ばかりではなく、「人」または「仕組み」
- ・ 中間支援の機能を担うのは、組織とは限らず、コーディネートする人や、コミュニティカフェのような場、ネットワークなどの仕組みであることもある。
 - ・ 市域や区域では、コーディネートする人のネットワークを図る、協働のノウハウを蓄積する等、基盤を整えていくことが重要。
- ⑤ 民間の中間支援組織
- ・ 市民どうしが、協働のノウハウや蓄積してきた経験を共有・継承することも大切。民間のネットワークづくりも重要。
- ⑥ 市民の自発的な活動を促進する取組が重要。多様な主体が地域の課題に向けて取り組む、「市民と市民の協働」の支援をしてほしい
- ・ 地域のことは地域で解決するのが一番。
 - ・ 地域でこんな事がやりたいという話が出てはじめて、行政が相談に乗ってくれる事が私たちにとってありがたい。(自治会町内会)
 - ・ 「市民が自らの課題を解決する」ということに対する支援という視点が大切。
 - ・ 公共的な取組を担う主体が多様になっている。今後は行政、NPOだけでなく、地縁団体や企業も巻き込み、一緒に社会的事業に取り組むことが必要。
 - ・ 協働が行政の課題解決の手段から、いろいろな主体同士（地縁団体、NPO、企業、行政）の課題解決の手段になってきている。
 - ・ まずは私達1人1人が水平に繋がり、想いを持った時に声を挙げ、声を挙げたときに手助けする人と繋がる。ただ、横に繋がるだけでは解決できない問題は、行政の仕組みを使い支援してもらうことも必要。
 - ・ 市民同士の協働、行政と市民の協働の2つの協働の連携が必要で、分断では地域課題は解決できない。

- ⑦ 地域で活動する様々な団体が、交流、情報交換、課題を共有し、議論する機会や場が重要
多様な主体どうしの対話が大切
- ・ 分野を超えて地域に必要なことが語れる場があることが大切。
 - ・ 協働するにあたり、市・区から委嘱された協議会・委員等は縦割り。全ての委員・協議会が一同に集い、議論できる機会があれば進化するのは。(自治会町内会)
 - ・ 他区の団体や他地区団体との交流までつながる場や機会があるとよい。(自治会町内会)
 - ・ 協働はNPO個人で推し進めるのは難しいので、場を作ってほしい。(NPO法人)
 - ・ 自分たちが求めている情報や資源を持っている人や団体がわかることが大切。(NPO法人)
 - ・ 「共通の課題」を見出す仕組みがあれば良い。(企業)
 - ・ 行政・企業・団体・地域等、それぞれがステークホルダーのニーズと期待を抽出し、また、それぞれが提供できるものを考え示し、コーディネートする仕組みを築き、皆さんがメリットを見出せ参加できるようにしていくことが必要。(企業)
- ⑧ 課題解決に向けて、多様な主体をつなぎ、どうコーディネートしていくかが重要
- ・ 人口減少していく中で、行政の中だけ、市民活動だけではカバーしきれないこともある。横浜の協働の資源をどうやって集めてコーディネートして社会的価値のある事業を創っていくのが重要。
 - ・ 市民団体を巻き込むには強力なまとめ役が不可欠。
 - ・ それぞれの目的を持って活動している団体を行政機関で積極的につなげてほしい。
- ⑨ 市の職員は、市民とともに協働により課題解決に取り組む姿勢を持ち、行政内部も連携して支援に取り組んでほしい
- ・ 行政窓口担当者の対応の仕方で問題解決の一步が踏み出せるかが決まる。「共に悩みを解決しましょう」という姿勢があれば連帯の輪は広がる。(自治会町内会)
 - ・ 行政と協働を進めたいが、具体的にどう働きかければよいかわからない。行政が縦割りなのはその原因の一つ。(NPO法人)
- ⑩ 地域の様々な活動への、市民の理解や参加を促進する支援が大切
- ・ 役員だけの活動になっている。地域の方々が活動に消極的。高齢化や共働き世帯の増加のため、町内会活動に参加できる人が少なくなっている。地域での活動は高齢者ばかり。(自治会町内会)
 - ・ 自治会へ参画する人が少なくなっている。そのことを検討することも必要。
 - ・ 日頃の活動の中で「つながり」の重要性については大いに賛同するが、協働するためにはまず地域(自治会町内会)としての体力増強をはかることが先決。
 - ・ 活動が地域に知られていない。新たな活動に取り組む余裕がない。(NPO法人)
 - ・ 協働の前段階として、コミュニティをエンパワメントすることで協働の主体を増やしていくことが必要。
- ⑪ 協働自体が目的ではない
- ・ 協働自体が目的ではない。
 - ・ 協働は進化させるものではなく、そこから生まれてくる効果や成果が何かを問うべき。誰の笑顔が見たいのかが協働の仕組みにおいて重要。
 - ・ 協働するもの同士での成果に対する共通理解が必要。

⑫ 「協働」をテーマにした対話の場が必要

- ・ 今後も意見交換会（みんなの協働フォーラム）のような場、多様な市民が集まって協働の仕組みを議論したり、考え合える場が必要。
- ・ このような場をつくっていくことが協働を進めるための環境づくりにつながるのではないかと。

⑬ 条例や協働への理解を深める

- ・ 市民にも行政側にもまだまだ横浜市市民協働条例や、協働についての理解が進んでいないと感じる。
- ・ 横浜市は市民力の高い自治体として、全国でも注目されている都市だと思う。条例のことも、市民とともに考えていく姿勢を持つことが大切だと思っている。

【職員の意見】

① 協働や条例に対する周知や、学ぶ機会が必要

- ・ 条例の趣旨をPRしていく必要がある。
- ・ 相互理解のために、市民と行政が協働について学ぶ研修の場などがあると良い。

② 市民の自発的な取組が行われるように、市民にとって活用しやすい制度にしていくことが重要

- ・ 市民が地域の課題解決のための取組にチャレンジでき、また幅広い取組が行われるよう、多くの市民にとって利用しやすい制度となるような運用が望ましい。
- ・ 行政側が多くのルールで縛られていると、対応が難しいこともあるので、協働を推進するにあたり手続きなどが煩雑にならないことが望ましい。

③ 市民協働を推進する職員の育成、地域課題に対し横断的に取り組む行政の体制づくりが必要

- ・ 地区担当制を有効に活用し、協働についての啓発や、市民からの提案の機会を促すなどの工夫が必要。
- ・ さらに複雑化・多様化することが予想される地域課題に対して、より一層様々な主体と協働していくことが重要となる。複合的な地域課題に対して、複数課を横断しながら対応できる体制づくり、土壌づくりを行政内部で進めていくための工夫や仕掛けが必要。

4 横浜らしい協働のあり方（横浜市市民協働推進委員会意見）

平成 25 年 4 月、「横浜市市民協働条例」（以下「条例」という。）は、それまでの「横浜市市民活動推進条例」の全部改正という形で施行されました。「横浜市市民活動推進条例」が、市民活動の支援に重点をおいた条例であったのに対し、新たな条例では、協働型社会の構築を理念に、市民や市民活動団体、自治会町内会、企業、大学等さまざまな「市民」が、横浜市とともに、これからの横浜の協働の主体として公共を担うことが明示されました。そして、市民から横浜市に対し協働事業の提案ができる「協働事業の市民提案」や、「横浜コード」で提起された「協働の基本原則」を保証する「協働契約」、また、協働型社会のつながりの循環をつくる「中間支援組織」の重要性など、新たな仕組みを提起するものでもありました。

この度、条例施行から 3 年を経て、条例の附則に基づき 3 年間の施行状況の検討が行われました。この検討に当たり、当委員会からは市民局に対し、市民の意見を丁寧に聞くこと、この取組自体を協働で行うこと、これからの時代にふさわしい協働のあり方について市民とともに議論する機会とすること等の意見を述べましたが、こうした意見を反映し、ワーキングの開催、アンケート調査の実施、市民意見交換会の開催など、市民との対話と協働のプロセスを重視し、市民と横浜市がともに、条例の意義をもう一度考える機会となりました。この取組を経て、当委員会からは、次のとおり意見を申し述べます。

1 協働の歴史と積み重ねから～協働をとりまく環境の変化～

横浜市には、「横浜市市民協働条例」ができる以前から、横浜市民と横浜市が培ってきた、参加と協働の歴史と積み重ねがありました。平成 3 年頃から「地域コミュニティ」「テーマコミュニティ」という概念が生まれ、市民自身が課題を解決する力が注目されました。平成 8 年からの「パートナーシップ推進モデル事業」では、実践を通して、横浜市、市民の双方に協働のノウハウが蓄積され、「横浜コード」や「市民活動推進条例」「協働推進の基本指針」につながりました。その後、平成 14 年以降、協働は横浜市の施策の大きな柱となって、「協働事業提案制度モデル事業」や「横浜会議」「地域福祉保健計画」「地域まちづくり推進条例」「身近な地域・元気づくりモデル事業」等、協働の事業メニューが施策の中に次々と生まれました。これらの協働の取組の中で、横浜市では、「自分たちのまちは自分たちでよくする」という市民の自発的・主体的な取組を重視し、行政がその市民の取組を支援するという協働の姿勢が大切にされてきました。

日本社会が発展の段階から成熟の段階に移り、人口減少、少子高齢化が進展する中で、市民や地域のニーズは多様化・複雑化し、行政だけで課題を解決することはますます困難となっています。また、空家問題や高齢者の孤立化、子どもの貧困など、新たな課題も顕在化し、ますますきめ細かなセーフティネットや公共的なケアが求められています。一方、社会的な課題に対して取り組む主体の層は、以前に比べ幅広く広がって、ソーシャルビジネスを立ち上げる若者たちや、公共的又は公益的な分野に参画する企業の取組も盛んになっています。自治会町内会が、NPO 法人等を立ち上げて、自ら地域に必要なサービスの提供を行う事例も見られるようになりました。

2 今回の振り返りからわかったこと～横浜らしい協働のあり方（目指すべき協働の姿）～

今回、アンケート調査や意見交換会で多くの市民の声を聴いてわかったことは、

- 1 これからの社会の課題に対して、多くの方々が、地域の中の多様な主体の連携やつながりによって解決していくことが重要だと考えていること
- 2 行政に対しては、そのような多様な市民の協働の取組を継続的かつ横断的に支援してほしいと考えていること
- 3 協働はそれ自体が目的ではなく、具体的な目標達成を目指して市民の間で柔軟に展開されるべきと考えていることでした。

公共の取組は、行政だけではなく自治会町内会やNPO、企業など多様な主体によって支えられるものへと変化してきています。特に、身近な人の困りごとや困難な状況を「ほっとけない」と思った市民一人ひとりが、行動を起こし、仲間をつくり、市民どうしがつながることにより、解決のための取組を始めています。

行政に今求められているのは、こうした市民主体の取組を支援することであり、その取組を「協働」という仕組みを通して、地域課題の解決に結びつけるための環境づくりであると考えます。

これまでも横浜は、自立した市民の力や行政との協働により、いくつもの困難な課題を乗り越えてきました。豊かな市民活動や、協働の経験と知恵。これらの積み重ねが、横浜の協働の豊かな土壌となって、次の時代に受け継がれていくものと考えます。

自立した市民の豊かな活動。その多様な活動が縦横無尽につながった豊かな地域社会。それらを基盤に、多様な主体どうしが、また行政もその一員となって、自由闊達な対話と議論を重ね、新しい時代の新たな課題にも、協働により果敢に挑戦していく。そのような姿が横浜らしい協働ではないでしょうか。

3 これからの協働型社会に向けた提案

条例がめざす協働型社会の促進に向けて、次のような取組を提案します。

(1) まちづくりの主役は市民 主体的に関わる市民を増やす

これからの協働型社会においては、市民・企業・大学・行政などが、自分たちも一緒に課題解決や地域づくりに参画していこうとする気運を高めることが重要です。市民が、身近な地域の課題や、自治会町内会、NPOなどの地域を暮らしやすくするさまざまな活動に関心を持ち、自分事として参画することが大切です。そうしたことを通じて、自ら主体的にまちづくりに関わる市民を増やすことが重要です。

(2) 協働力のある市職員を育成する

行政運営の中で、市民との協働は今後ますます重要な要素となってくると考えます。「公共や公益は、行政だけが担うのではなく、市民との協働の上に成り立つ」という意識を、市の職員が共有することがまず重要です。さらに、行政内部の連携を図って、多様な市民の協働による地域の課題解決に向けた取組を支援していくためには、担当職員に協働する力が要求されます。実践の積み重ねからそうした協働する力を高め、職員の横断的かつ柔軟な動きによって、市民の協働の後押しを進めて行ってほしいと考えます。

(3) 多様な主体が出会いつながることの環境づくりを行う

地域課題の解決に向けて、多様な市民や活動団体が、出会い、つながることが重要であり、その支援が求められています。多様な市民や行政が、地域の課題や、解決のための資源（人・もの・お金など）を持ち寄り、一緒に考え、協働のプロジェクトを立ち上げたり、行政へ事業を提案したり、解決のための方法を協議する場が、市域、区域、地域のエリアなど、横浜市中のさまざまなエリアで展開されていることが望まれます。

そうした場が創出される環境づくりとして、地域の課題や活用可能な地域の資源が、市民に共有されていることが大切です。地域で活動する団体どうしが交流したり、地域の人や活動などに関する情報を提供する機能は、地域に身近な各区市民活動支援センターにも求められると考えます。また、SNSを活用して生活に身近な課題を共有するなどネット上の場であることも考えられます。

(4) 活発な市民提案が生まれるための支援体制を整える

協働型社会では、市民が自発的に課題解決に取り組むとともに、行政に対しても活発な施策提案が行われることが大切です。市民の身近な気づき、個人の思いが市民提案に至るまでには、課題の調査、行政との対話、地域のさまざまな団体との連携など、プランの公共性を高めるためのさまざまなプロセスが必要です。市民提案のプロセス自体が、多様な主体のつながりをつくり市民の間に協働を育てるような仕組みを検討してもらいたいと考えます。

こうした支援が行われるように、中間支援組織等と協力してワンストップで協働の相談を受ける総合窓口や、行政内を横断的につなげる機能の強化、支援メニュー、予算措置など、市民提案をテーマに協働の環境づくりを幅広く検討することが必要と考えます。

(5) 協働の実践から中間支援を担う人材を育てる

多様な主体をつなぎ、課題解決に向けた協働の取組を進めていくためには、資源を集める、多様な主体と協議しコーディネートする、提案を市の関係部署に横断的につなげる、協働事業の相談・コンサルティングを行う、将来の課題に向けた調査研究をするなど、中間支援の機能が重要となりますが、この広範囲の機能を十分に担う組織が、数多くあるわけではありません。また協働の経験がなければコーディネートはできません。多様な主体が出会いつながる協働の環境づくりを進めるとともに、そこに若い人材にも中間支援として積極的に関わってもらい、協働の実践から、中間支援を担える人材を育成することが必要と考えます。また、人材の育成については、中小のNPOでは負担が大きいため、公的なサポートも含め支援策を検討する必要があります。

(6) 協働契約の意義を共有し、市民・行政が協働事業の成果を高めるための仕組みとする

協働事業の実践において、協働契約は、「協働の基本原則」を保証し、主体どうしの力が十分に発揮され、事業の効果を高めることを目的に締結します。この意義を、協働事業に携わる市民・行政の双方が十分に理解し、市民への成果に向けて取り組むことが重要です。協働の実践において、組織文化の違う異質な他者との協働は、負担や手間も大きく、ときに対立を生むこともあります。さまざまな主体との付き合い方、目標への向かい方等は協働事業を通して

体験的に身に付けるものでもあり、協働契約を含めて、PDCAを回し互いに学び合うことで、課題解決や価値創造に向かうものと考えます。

今後ますます、多様な主体との多様な協働事業が想定される中、従来の委託契約や補助金交付をベースにした考え方にとらわれ過ぎることなく、よりよいパートナーシップ構築のためにも、それぞれの事業の実態に合った協働事業にふさわしい契約内容にしていく必要があります。

(7) 協働について多様な主体による議論の機会をもつ

社会の動きによって、協働は常に新たな形へと進化していくものと考えます。取組の実践を積み重ねるとともに、事例を共有し、協働を促進する環境づくりについて、多様な市民が、議論を行う機会を継続してもつことが、これからも重要であると考えます。

5 3年間の施行状況の検討結果

1 条例の目的

「横浜市市民協働条例」（以下「条例」という。）は、市民協働を進める上で必要となる横浜市の責務と基本的事項を定め、市民の活動や市民協働の環境を整備し、市民の知恵や経験を市政に反映することにより、協働型社会の形成を図るとともに（条例前文）、市民等が自ら広く公共的又は公益的な活動に参画することを促進し、もって自主的・自律的な市民社会の形成に資すること（第1条）を目的に制定されました。

2 条例制定による成果と課題

条例により、横浜市と市民等が市民協働を行う際の基本的なルールが定められたことで、横浜市と市民とのより良いパートナーシップの形成が促進されました。また、協働事業を市民等が横浜市に対し提案できる制度を新たに設けたことにより、地域の課題解決や魅力づくりにつながる市民の先駆的で柔軟な発想を活かした取組も現れています。

また、市民公益活動や市民協働が円滑に行われるための支援や活発に行われるための環境づくりが、「横浜市の責務」とされたことを受けて、横浜市人材育成ビジョンの求められる職員像として「市民の皆様とともに協働して取り組むこと」を位置づけるとともに、幅広い階層の職員を対象に協働研修を実施し、市職員全体の協働マインドの醸成に努めてきました。

また、条例に明記された「中間支援組織」については、協働を推進するためにその育成や支援が重要であることから、中期4か年計画にも位置づけ、推進してきました。

しかしながら、今回、条例の施行状況の検討において、各制度の運用を検証した結果、市民提案制度や協働契約などについては、制度の活用や実践に関する市民や市職員の理解が十分ではないことや、支援の環境が十分に整っていないため、上手く活用できていないことなどがわかりました。

また、アンケートや意見交換会等からは、少子高齢化がさらに進展し、人口減少の時代を迎えつつある中、新たな社会的課題や地域課題に対しては、多様な市民の協働により課題解決に取り組むことが今後ますます重要であり、行政にはそのような取組の支援を求めていることがわかりました。

3 今後の方向性

以上を踏まえ、今後、次のような取組を進め、条例の趣旨を広めるとともに、本市の責務を果たし、市民の協働を促進する環境づくりを進めていきます。

(1) 条例に対する市民と職員の理解促進

条例の趣旨が正しく理解され、条例で定める各制度が有効に活用されて、市民の活動の支援と市民協働の取組の促進が図られるよう、市民と職員の理解を深めます。

(2) 市民の主体的な活動の支援

地域では、自治会町内会、NPO、企業等、さまざまな団体や人々が、身近な課題の解決や魅力づくりに向けて自主的、継続的に取組を進めていますが、こうした市民の主体的な取組が、自主的・自律的な市民社会形成の重要な基盤であり、今後もそうした取組が、安定的・継続的に行われるよう、担い手や資金の確保等、活動の基盤強化に向けた支援を引き続き行っていきます。

(3) 多様な主体による協働の支援

少子高齢化の進展など社会情勢の変化に伴う新たな社会的課題に対しては、一つの主体による取組だけでは解決が難しく、多様な主体による新たな連携が必要となっています。

地域においては、活動するさまざまな団体や人々が、出会い、つながり、連携しながら、主体的に課題解決や魅力づくりに取り組むことが重要です。

そこで、テーマを超えた団体どうしの相互理解、地域の課題や資源に関する情報の共有、具体の活動に向けての連携の促進、社会的課題や地域課題に応じて多様な団体が連携する場の設置など、多様な主体による協議と実践の場が充実するよう支援を行っていきます。

(4) 中間支援の機能の強化

地域の多様な主体による協働を促進するためには、さまざまな人や団体どうしをつなげ、その活動を支援する中間支援の機能がますます重要になっています。

引き続き、民間の中間支援の取組を支援するとともに、各区市民活動支援センターがとりまとめとなって、区役所や地域のさまざまな施設と連携しながら、地域の人や団体の情報を蓄積・共有し、団体どうしの交流の機会を提供するなど、中間支援の機能を高めていきます。また、こうした取組を通じ、市民やさまざまな団体に、中間支援の働きを担う人材が育成されることを図ります。

(5) 区局が連携した地域支援の取組と職員の人材育成

横浜市では、区役所が地域に寄り添い、部署ごとの縦割りによる事業展開ではなく、一丸となって地域とともに課題解決に取り組めるよう、全区で「地区担当制」や「地域支援チーム」など「地域と向き合う体制」の整備を進めてきました。さらに、平成28年4月施行の横浜市役所事務分掌条例では、「地域協働の総合支援拠点」としての区役所の位置づけを明確にしました。

今後も、地域のさまざまな連携や協働を支援し、さらに、地域の状況や課題に応じ、横浜市との協働により、課題解決を進めていくことが求められています。そこで、職員一人ひとりが、市民とともに協働により課題解決に取り組む姿勢を持ち、区局が連携して効果的な地域支援に取り組んでいけるよう、人材育成を進めます。

(6) 市民提案など条例の各制度を活かすための実践的な支援と協働契約の改善

社会的課題や地域課題の解決に取り組みたい意欲のある市民が、条例の各制度を活用し協働の取組につなげていけるよう、実践的な支援を行っていきます。

協働契約は、横浜市と市民等が、ともに公共的公益的な事業を担うことを合意し、良好なパートナーシップを築きながら、互いの力を存分に発揮して市民に対しより良いサービスを提供するために、重要な仕組みです。この趣旨を、市民、市職員がよく理解し、単に書面上の契約を締結するのではなく、計画から事業実施にかかるまで円滑に協働事業を進めることができるようマニュアルを整備するなど支援を行います。また、多様な協働の実態に即した契約書の内容や、市民に対し成果をわかりやすく説明する事業評価の方法等、より良い仕組みとなるよう、事例を重ねて検討していきます。

協働事業の市民提案制度が、市民の発意や意欲を高め、地域の協働の輪をつなげることに活かされることが大切です。市民提案を促進するために、必要な支援や市の体制、環境づくりについて検証を行う具体的な取組を実施していきます。

6 横浜市市民協働条例

平成24年6月25日

条例第34号

横浜市市民協働条例をここに公布する。

横浜市市民協働条例

横浜市市民活動推進条例(平成12年3月横浜市条例第26号)の全部を改正する。

横浜市では、これまで多くの市民の努力のもとに、自主的で自由な市民の活動に幅広く支援が行われてきた。特に不特定多数のものの利益の増進に寄与することを目的とした市民の活動の支援を推進するとともに、市民協働の発展にも力を注いできた。

広範で豊かな市民の活動があつて、初めて市民協働も進展していくのである。

いま時代の展開とともに、市民協働の現場からは、より適切なパートナーシップの構築のため、協働で行う事業の進め方等について、新たな規範を定める必要性が指摘されてきた。

市民協働は、行政と市民、市民団体及び地縁による団体等市民協働を実施するものたちの協議によって個々に形づくられていくものである。そのため、市民協働の形態も多岐にわたることになる。

このような市民協働による社会は、自ら目指すところにより活動していくための自由と権利が保障されている社会であるとともに、お互いを尊重し合い、自己のみの利益追求ではなく、相互に助け合うことのできる社会である。

ここに、市民協働を進める上で必要となる横浜市の責務と踏まえておくべき基本的事項を定め、市民の活動や市民協働の環境を整備するとともに、市民の知恵や経験を市政に反映することにより協働型社会の形成を図るものである。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、市民協働に関する基本的事項を定めることにより、市民等が自ら広く公共的又は公益的な活動に参画することを促進し、もって自主的・自律的な市民社会の形成に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「市民等」とは、市民、法人、地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第1項に定める地縁による団体及びこれらに類するものをいう。

2 この条例において「市民協働」とは、公共的又は公益的な活動及び事業を横浜市(以下「市」という。)と市民等とが協力して行うことをいう。

3 この条例において「市民公益活動」とは、市民等が行う公共的又は公益的な活動をいう。

4 この条例において「市民協働事業」とは、市と市民等が第8条に定める基本原則に基づいて取り組む事業をいう。

5 この条例において「中間支援組織」とは、市と市民等を相互に媒介し、市民等の自立と課題解決を支援するため、市民等のネットワーク化と交流促進、情報収集と提供、相談とコンサルティング、調査研究、人材育成と研修、活動支援と助成又は政策提言等を行う組織をいう。

(市の責務)

第3条 市は、市民公益活動及び市民協働事業が円滑に行われるために、情報の提供並びに人的、物的、財政的及び制度的にできる限りの支援をしなければならない。

2 市は、営利を目的とせず、自主的に行う、不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とする活動が活発に行われる環境づくりに努めるものとする。

(市民等の責務)

第4条 市民等は、市から財政的支援を受けた市民公益活動及び市民協働事業については公正に行わなければならない。

2 市民等は、その特性を生かしながら市民協働事業を行うとともに、活動内容が広く市民の理解を得られるように努めなければならない。

第2章 市民協働

第1節 市民公益活動

(市民公益活動)

第5条 市は、市民等が行う市民公益活動(次の各号に掲げるものを除く。)を特に公益性が高いと判断したときは、活動場所の提供及び財政的支援をすることができる。

(1) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを目的とする活動

(2) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを目的とする活動

(3) 特定の公職(公職選挙法(昭和25年法律第100号)第3条に規定する公職をいう。以下同じ。)の候補者(当該候補者になろうとする者を含む。)若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする活動

(4) 営利を主たる目的とする活動

(市民活動推進基金)

第6条 市民公益活動を財政的に支援するために、市に横浜市市民活動推進基金(以下「基金」という。)を設置する。

2 市が基金に積み立てる額は、歳入歳出予算をもって定める。

3 基金に属する現金は、金融機関への預金その他の確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

4 基金の運用から生ずる収益は、歳入歳出予算に計上して、基金に積み立てるものとする。

5 基金は、その設置の目的を達成するために必要がある場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

(支援申請等)

- 第7条 市民等は、市から助成金の交付、施設の優先的使用等特別な支援を受けて市民公益活動を行うときは、あらかじめ規則で定める書類を市長に提出しなければならない。
- 2 市民等は、前項の活動が終了したときは、速やかに、事業報告書を市長に提出しなければならない。
- 3 市長は、必要があると認めるときは、前2項の規定により提出された書類について、当該市民等に報告又は説明を求め、その結果に基づいて必要な措置を講ずることができる。
- 4 市長及び当該市民等は、規則で定めるところにより、第1項及び第2項に規定する書類又はその写しを一般の閲覧に供しなければならない。

第2節 市民協働事業

(市民協働事業の基本原則)

- 第8条 市及び市民等は、次に掲げる基本原則に基づいて、市民協働事業を行うものとする。
- (1) 市及び市民協働事業を行う市民等は、対等の立場に立ち、相互に理解を深めること。
- (2) 市及び市民協働事業を行う市民等は、当該市民協働事業について目的を共有すること。
- (3) 市及び市民協働事業を行う市民等は、当該市民協働事業について、その情報(第13条に規定する秘密を除く。)を公開すること。
- (4) 市及び市民協働事業を行う市民等は、相互の役割分担を明確にし、それぞれが当該役割に応じた責任を果たすこと。
- (5) 市は、市民協働事業を行う市民等の自主性及び自立性を尊重すること。

(市民協働事業を行う市民等の選定)

- 第9条 市長は、市の発意に基づき市民協働事業を行おうとするときは、その相手方となる市民等を公正な方法により選定しなければならない。
- 2 市長は、市民協働事業の相手方となる市民等の選定に当たっては、当該市民協働事業に必要な技術、専門性、サービスの質その他の事業を遂行する能力を総合的に考慮しなければならない。

(市民協働事業の提案)

- 第10条 市民協働事業を行おうとする市民等は、市に対し、市民協働事業を提案することができる。
- 2 市長は、前項の提案が行われたときは、速やかに、当該提案を審査し、採用の可否を決定し、理由を付して提案者に通知しなければならない。この場合においては、前条第2項の規定を準用する。

(自主事業)

- 第11条 市民協働事業を行う市民等は、当該市民協働事業に支障がない限り、当該市民協働事業以外の事業(以下「自主事業」という。)を当該市民協働事業とともに行うことができる。
- 2 市民等は、自主事業を行うときは、あらかじめ市に届け出るものとする。自主事業を終了したときも同様とする。

(協働契約)

第12条 市は、第9条第1項の選定又は第10条第2項の決定により市民協働事業を行う場合は、規則で定める軽易なものを除き、当該市民協働事業を行う市民等と市民協働事業に関する契約(以下「協働契約」という。)を締結するものとする。

2 前項の協働契約には、事業目的、事業の進め方並びに役割、費用及び責任の分担その他規則で定める事項を定めるものとする。

(秘密の保持)

第13条 市民協働事業を行う市民等は、当該市民協働事業を行うにつき知り得た秘密を漏らしてはならない。当該市民協働事業が終了した後も、また同様とする。

(負担)

第14条 市は、市民協働事業を行う市民等に対して、公益上必要な負担を負うものとする。この場合において、市は、市民等の自主性及び自立性を重んじるとともに、効率的・効果的なものとしなければならない。

(事業評価)

第15条 市及び市民等は、当該市民協働事業の終了後(当該市民協働事業が年度を越えて継続する場合は、年度終了後)に、事業の成果、役割分担等について、相互に評価を行うものとする。

2 前項の規定により評価を行った場合には、当該評価を公表するものとする。

第3節 中間支援組織

(中間支援組織)

第16条 市及び市民等は、市民協働事業を円滑に進めるため、中間支援組織の育成に努めるものとする。

2 市及び市民等は、中間支援組織の助言に対して誠実に対応するものとする。

第3章 市民協働推進委員会

(市民協働推進委員会)

第17条 市民協働の推進に関し必要な事項を調査審議するため、市長の附属機関として、横浜市市民協働推進委員会(以下「市民協働推進委員会」という。)を置く。

2 市民協働推進委員会は、市民協働の推進に関し必要な事項について、市長に意見を述べることができる。

3 市民協働推進委員会に、必要に応じ部会を置くことができる。

(組織)

第18条 市民協働推進委員会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が任命する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 市民等
- (3) 前2号に掲げる者のほか、市長が適当と認める者

(委員の任期)

第19条 前条第2項の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第2項の委員は、再任されることができる。

第4章 雑則

(報告)

第20条 市長は、市における市民協働の取組み状況について、適宜、議会に報告するものとする。

(読替え)

第21条 水道事業、交通事業及び病院事業並びに教育委員会において行う市民協働については、この条例(第3章及び附則第1項を除く。)の規定中「市長」とあるのは「公営企業管理者」又は「教育委員会又は教育長」と、「規則」とあるのは「企業管理規程」又は「教育委員会規則」と読み替えるものとする。

(委任)

第22条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、規則で定める日から施行する。

(平成25年2月規則第13号により同年4月1日から施行)

(適用)

2 この条例は、この条例の施行の日以後に始める市民協働から適用し、同日前に現に行われている市民協働については、なお従前の例による。

(見直し)

3 この条例の施行の日から起算して3年ごとに、この条例の施行状況について検討を加え、その結果に基づいて見直しを行うものとする。

横浜市市民協働条例の施行状況の検討報告書

横浜市市民局市民協働推進部市民活動支援課

電話：045-227-7915 FAX：045-223-2032

E-mail：sh-shiminkatsudo@city.yokohama.jp